

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第32号

県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(減免の申請)</p> <p>第4条 授業料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書に別に定める様式による家庭状況調書、別に定める様式による世帯員所得証明書その他申請者の在学する学校の校長（以下「校長」という。）が必要と認める書類を添えて、減免を受けようとする月分の授業料の納付期限の10日前までに校長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。</p>	<p>(減免の申請)</p> <p>第4条 授業料の減免を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別に定める様式による授業料減免申請書に別に定める様式による家庭状況調書、別に定める様式による世帯員所得証明書その他申請者の在学する学校の校長（以下「校長」という。）が必要と認める書類を添えて、減免を受けようとする月分の授業料の納付期限の10日前までに校長に提出しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。</p> <p><u>2</u> 条例附則第4項の規定により入学料の免除を受けることができる者は、次の各号のいずれかの被害を受けた者とする。</p> <p><u>(1) 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下この項において同じ。）の全壊又は半壊</u></p> <p><u>(2) 住居の全焼又は半焼</u></p> <p><u>(3) 住居の流失</u></p> <p><u>(4) 学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少</u></p> <p><u>3</u> 入学料の免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、別に定める様式による入学料免除申請書に前項各号のいずれかの被害を受けたことを証する書類その他校長が必要と認める書類を添えて、入学許可の日から起算して<u>15日以内に校長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> 校長は、前項の入学料免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、<u>入学料を免除することを適当と認めるときは免除の決定をし、別に定める様式による入学料免除決定通知書により、入学料を免除することを不適当と認めるときは別に定める様式による入学料免除不承認通知書により申請者に通知するものとする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第16 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）				別表第16 その他の機関の長等委任事項（第7条関係）			
区 分	事 務	条 項	内 容	区 分	事 務	条 項	内 容
県立高等	[略]			県立高等	[略]		
学校長	県立学校授業料 等条例の施行に 関する事務	第8条	[略]	学校長	県立学校授業料 等条例（昭和38 年岩手県条例第 16号）の施行に 関する事務	第8条 <u>附則第4項</u>	[略] <u>入学期の免除</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							